



国公文 第 1 8 7 号

平成 1 8 年 6 月 2 0 日

総務省大臣官房総括審議官

荒 木 慶 司 殿

独立行政法人 国立公文書館

次 長 小 河 俊 夫



市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記については、平成 1 7 年 6 月 1 6 日付け国公文第 2 3 6 号「市町村合併時における公文書等の保存について」により、当館館長から総務大臣宛て要請した結果、平成 1 7 年 6 月 2 4 日付け総行合第 5 2 5 号「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」をもって貴職から各都道府県知事宛てに通知していただいたところであります。

当館では本問題の重要性に鑑み、平成 1 8 年度全国公文書館長会議の開催に当たり、フォローアップのためのアンケート調査を実施したところ、県の担当部局と緊密な連携を取り、合併時における公文書保存の適正化に向けて努力をした公文書館があった一方で、残念ながら、この問題に対して積極的に行動を起こさなかった公文書館もあり、上記要請の趣旨を踏まえた取組が十分とはいえないことが分かりました。

この実態に鑑み、去る 5 月 2 6 日に東京において開催した上記会議の席上、当公文書館長から別添のとおり、地方公共団体の公文書館等の主体的な取組の強化を求めたところでありますが、更なる徹底を図るため、改めて貴職から適切な措置を講ずることの必要性について注意喚起を図られるよう周知方につき重ねてお願いします。